

平成 2 8 年 3 月 9 日  
3 0 2 会 議 室

平成 2 8 年第 5 回  
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成28年第5回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成28年3月9日(水)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 3時11分

休憩① 午後 2時58分～午後 2時59分

休憩② 午後 3時00分～午後 3時01分

休憩③ 午後 3時03分～午後 3時04分

2 場 所 302会議室

3 出席委員 田 中 健 一 松 野 登  
伊 藤 憲 春 佐 伯 雅 斗  
小 町 邦 彦  
署名委員 伊 藤 憲 春

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	小町 邦彦	教育部長	新土 克也
教育総務課長	栗原 寛	学務課長	田村 信行
指導課長	泉澤 太	統括指導主事	桐井 裕美
教育支援課長	矢ノ口美穂	学校給食課長	亀井寿美子
生涯学習推進センター長	浅見 孝男	図書館長	土屋英真子

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 庄司 康洋 安藤 悦宏

## 案 件

### 1 請願

- (1) 請願について

### 2 議案

- (1) 議案第5号 立川市教育委員会委員の辞職の同意について
- (2) 議案第6号 専決処分について（立川市公立学校教員の内申について）
- (3) 議案第7号 平成28年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（追加）
- (4) 議案第8号 立川市公立学校教員の内申について
- (5) 議案第9号 平成28年度立川市立小学校副校長候補者の内申について

### 3 協議

- (1) 第五小学校の通学区域変更について

### 4 報告

- (1) けやき台小学校と若葉小学校の統合及び校舎の建替えについて
- (2) 第六小学校の大規模改修工事について
- (3) 議会から立川市教育委員会に対する要請への対応について
- (4) 学校給食共同調理場の新設に係る検討（中間報告）について

### 5 その他

## 平成28年第5回立川市教育委員会定例会議事日程

平成28年3月9日  
302会議室

### 1 請願

- (1) 請願について

### 2 議案

- (1) 議案第5号 立川市教育委員会委員の辞職の同意について
- (2) 議案第6号 専決処分について（立川市公立学校教員の内申について）
- (3) 議案第7号 平成28年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（追加）
- (4) 議案第8号 立川市公立学校教員の内申について
- (5) 議案第9号 平成28年度立川市立小学校副校長候補者の内申について

### 3 協議

- (1) 第五小学校の通学区域変更について

### 4 報告

- (1) けやき台小学校と若葉小学校の統合及び校舎の建替えについて
- (2) 第六小学校の大規模改修工事について
- (3) 議会から立川市教育委員会に対する要請への対応について
- (4) 学校給食共同調理場の新設に係る検討（中間報告）について

### 5 その他

---

◎開会の辞

○田中委員長 ただいまから、平成28年第5回立川市教育委員会定例会を開催いたします。  
署名委員に伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 はい。

○田中委員長 次に議事内容の確認を行います。本日は、請願1件、議案5件、協議1件、報告4件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、議事進行についてお諮りいたします。2議案(1)議案第5号、立川市教育委員会委員の辞職の同意について、(2)議案第6号、専決処分について(立川市公立学校教員の内申について)、(4)議案第8号、立川市公立学校教員の内申について、(5)議案第9号、平成28年度立川市立小学校副校長候補者の内申について、は人事案件でございますので非公開として取り扱いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○田中委員長 異議なしとのことですので、議案(1)議案第5号、立川市教育委員会委員の辞職の同意について、(2)議案第6号、専決処分について(立川市公立学校教員の内申について)、(4)議案第8号、立川市公立学校教員の内申について、(5)議案第9号、平成28年度立川市立小学校副校長候補者の内申について、は5その他の終了後に非公開として取り扱います。

次に、出席者の確認をいたします。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 本日第5回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、桐井統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

---

◎請 願

(1) 請願について

○田中委員長 それでは、(1)請願について、を協議いたします。

お手元の資料、A4の両面の「若葉小学校、けやき台小学校の統合問題の特別委員会設置についての請願書」をご参照願います。

この請願については、事務局より説明をお願いいたします。

○栗原教育総務課長 教育総務課より、まず請願の要件についてご説明いたします。

立川市教育委員会会議規則第27条に請願書の規定が示されておりますが、本請願につきましては、邦文を用いており、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名が記載され、請願者の署名がありますので、請願の要件を満たしていることをご報告いたします。

なお、請願者の意向により、本日、傍聴者へお配りしている請願書の写しにつきましては、代表者の住所及び氏名を非表示としております。

○田中委員長 ご説明ありがとうございます。なお、協議の前に、本請願につきましては、請

願者から本請願の事情について陳述を希望する旨の申出がございます。立川市教育委員会会議規則第31条の規定に基づき、請願者に請願の事情について陳述の機会を許可することについて、お諮りいたします。

請願者に本請願の事情について陳述の機会を許可することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、請願者に本請願の事情について、陳述の機会を許可します。

○田中委員長 請願の事情について、請願者は5分程度で簡潔に陳述をお願いいたします。

○請願者 若葉小父母の会代表の下田と申します。

きょうはこのような場を設けていただき、ありがとうございました。

早速読ませていただきます。

私たち父母の会は、昨年10月、若葉小を存続してください、の陳情が議会で退けられてしまった後、活動を始めました。当初は教育委員会に請願を出すなど想像もつかないほど何をどうしたら良いのか分かりませんでした。それでも皆、家庭の事情を抱えながら時間をやりくりし、勉強会を開いたり、一体誰がどのような経緯で若葉小をなくそうとしているのかを調べてきました。そこで分かったのは、一部の人間が自分たちの都合しか考えず、子どもたちや保護者に知られないよう水面下でこの統合問題を進めてきたということです。

子どもをどこの小学校に通わせるか、命に関わることですから親は慎重に考えて決めます。子どもの就学をきっかけにマイホームを購入する人もたくさんいるでしょう。私もその一人です。子どもの交友関係や学校の周りの環境などを考慮し、他の小学校のほうが良いのかずいぶん悩みました。だけど、安全な通学路が何よりも代え難く若葉小を選んだのです。入学したての頃は、同じ幼稚園のお友達がいなくてつまらないと娘に泣かれて胸が痛みました。なだめたり、励ましたり、私も何とか楽しく学校生活が送れるようにと試行錯誤の毎日でした。1年以上かけて娘は少しずつ表情も明るくなり、学校に通う楽しみも見い出していったように思います。

ところがやっと馴染んで落ち着いてきた矢先に、突然この統合問題が浮上してきたのです。そのやり方は請願にも書いたとおり、本当に同じ子どもを持つ親のすることなのかと疑いたくなるほど悪質なものでした。法で罰せられるなら訴えたいとすら思います。

昨年から9回の説明会が立川市よりありました。私たちは再三にわたって保護者や住民に相談がなく決められた統合はおかしい、もっと話し合いを重ね慎重に決めるべきと訴えてきました。しかし市の答えは、この統合は決まったこと、方針の変更はありません、でした。歩み寄りのない話し合いに意味はあるのでしょうか。こちらを無視しているのと何ら変わりはありません。

現在、教育委員会から中立の立場ではないからとの理由でPTA特別委員会立ち上げができていません。何の権利があつて学校内でPTAとして保護者が話し合うことを奪うのでしょうか。教員が含まれるとか、理屈はもうたくさんです。子どものために活動できないPT

Aなんて必要ありません。なにも永久に統合するな、などと言っていないのです。少子化がさらに深刻になり、誰もが仕方がないと思うときが来れば親御さんたちも納得するでしょう。そのとき改めて環境、規模、予算について、行政、保護者、地域の皆さんで話し合い決めればよいのです。子どもたちのためにという大義名分を掲げて、一方的な考え、やり方を押しつけるのはやめてください。本当に良い教育、子どもの将来を考えるなら、まず現場の先生の意見、子どもたち、保護者の意見を聞くのはなくてはならないと思います。

最後になりますが、立川が全ての世代に住みやすく、愛されるまちになることを願って、心よりお願い申し上げます。

○田中委員長 ご説明ありがとうございます。

最初に、教育委員の皆さんから請願者への質問はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○田中委員長 なければ、請願者の方、傍聴席へお戻りください。

本請願については、事務手続きに関する質問が含まれておりますので、ここで事務局からの説明を求めたいと思います。

栗原教育総務課長、ご説明をお願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは請願要旨に沿って、ご説明をいたします。

請願要旨 1 の前段の内容につきましては、平成 27 年 3 月議会で採択されました請願第 1 号、けやき台小学校と若葉小学校の統合及び新学校建設に関する請願への署名活動に関する意見となりますが、議会へ提出された請願に関する事項は教育委員会で審議する内容には該当いたしません。

後段の、PTAとして「特別委員会」を設置し健全な検討組織で統合問題を検討することを望みます、につきましては、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」、以下は手引きと言います、の 22 ページに特別委員会に関する記述がございますが、特別委員会の設置につきましては、あくまで事例の一つを参考として紹介しているもので、学校統合の際に必ず特別委員会を設置するものではありません。また、今回の統合方針が既に平成 27 年 9 月 10 日の教育委員会で決定しております。そしてこの方針は平成 27 年 3 月議会の統合に関する請願の不採択や市長方針とも合致するものでございます。

これらのことを踏まえて、PTAを構成している教職員が改めて教育委員会で決定した方針を協議することは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 43 条、これはサービスの監督に関する規定でございます、この規定に抵触することとなりますので、教育委員会から若葉小学校の校長に対して、教職員を構成員とする限り P T A が特別委員会を設置して学校統合を協議することはできない旨を伝えております。

請願要旨 2 の手引きの位置付けにつきましては、手引きの 4 ページから 5 ページに記述がございます。今回の学校統合の方針決定においては、手引きの位置付けどおり参考としておりますが、国の資料全体を市の教育委員会で検討する必要はないと、請願者が指摘している検討は行っておりません。なお、平成 27 年の教育委員会定例会においては、5 月 14 日に開

催いたしました第9回定例会、8月7日に開催いたしました第15回定例会、9月10日に開催いたしました第17回定例会において、学校統合等に関する協議を重ねてまいりました。また、市長と教育委員会で構成される総合教育会議においても、学校統合について協議、調整を重ねてきたところでございます。

請願要旨3につきましては、教育委員会が作成した資料等につきましては、市議会に適宜情報を提供しておりますが、国等が作成した資料につきましては、特に必要ない限り情報提供は行っておりません。したがって手引きについても同様の扱いとしています。

請願要旨4の通学路等の協議につきましては、市全体として立川市通学路等安全推進会議を設置し、通学路等の安全確保に関することを協議、情報交換等を行っております。今後、学校統合の準備を進めていく中で、若葉町地区の通学路の安全を協議する組織も必要となるため、その際は両校の保護者の構成員を含め組織を設置し、検討する旨を教育長が保護者向け説明会において説明しております。ただし、請願に記載がある特別委員会については、前に示したとおり、教職員を含むPTAの特別委員会は認めておらず、したがって特別委員会そのものを協議会の構成員とする考えはございません。

教育委員会事務局からの説明は以上のとおりでございます。

○田中委員長 ご説明ありがとうございます。栗原教育総務課長から、この請願については要件を満たしているということでございますので、その上で4点ご説明がありました。

1点目はPTAとしての特別委員会の設置でございます。これについては教育委員会で学校統合に対する方針を決定している状況において、PTAとしての特別委員会の設置は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条の規定に抵触することになり、PTAが特別委員会を設置し学校統合を協議することはできないということでございます。

2点目、手引きの基本的な考え方、位置付けについての教育委員会の検討でございます。これについては、手引きの位置付けは参考にしているけれども、国の資料全体をもとに市の教育委員会で検討する必要がないため、指摘している検討を行っていないということでございます。しかしながら平成27年度の教育委員会において3回にわたって定例会で協議を重ね、なおかつ総合教育会議で学校統合について協議、調整を重ねてきたところでございます。

3点目は、文教委員会での手引きの検討、提示でございます。国等が作成した資料については、特に必要ない限り情報提供を行っていくことはないということでございます。したがって手引きについては同様の扱いとしているということでもあります。

4点目、通学路を協議するための協議会の参加についてでございます。ここでは若葉小学校、けやき台小学校両校の保護者を構成員に含めた組織を設置することの検討はすることとして、ただし要旨の1点目にあるPTAの特別委員会は認められておらず、したがって特別委員会そのものを協議会の構成員とする考えはないということでございます。ただ、この中でPTAの構成員は認められておらずというところは、教育委員会の方針が決定されている中で教職員を構成するものは認めないということでもありますので、したがって、今申し上げたように特別委員会そのものを協議会の構成員とする考えはないということでございます。



ただ、栗原課長の説明及び請願に対する全般意見については、皆さんからも意見がおありだと思いますので、今申し上げた4点目、通学路を協議するための協議の参加については先ほど栗原教育総務課長から説明があったとおりでございます。

それでは今の説明及び請願について、全般意見について教育委員の皆様から意見をいただきたいと思っております。

はい、松野委員。

○**松野委員** 今お話を聞きましたが、けやき台小と若葉小の統合問題、新校舎建設に端を発して、しかしこれは既にもう立川市の小学校の学校適正規模の考え方を踏まえて、議会で決議されてきた、これはもう動かし難い事実でありまして、今これに向かってどう具体的に進めていくかという方向性が打ち出されている状況です。

今のお話を聞きまして、もうちょっと、例えば新たな学校づくりの理念、つまり今の子どもたちにどのような力を、あるいはどのようなことを考えて新たな学校づくりを進めていったらよいかという、やはりこの理念づくりがなかなかない中で話し合っていくと、ただの単なる統合賛成、反対になってしまいます。

私、実は新生小学校を統合したときの担当校長でありましたが、このときに、あそこにもバイパスがありまして、大変な交通の要所であります。この安全をどうするか、これをやはり考えていったのは学校づくりの理念であります。共に生き、共に学ぶ、つまり一緒にこの地域の皆さんと共に学校をつくっていくという考えです。当時、例えばPTAも我々も、雪などが降りますと、横断歩道ではなくてあそこに歩道橋がかかっていますが、真っ先に雪かきに行くのが教員であり地域の方々ですから、そういうふうに共に生きていく、そのために学びの共同体としてそれぞれできることをやっていくのではないかと、そういう考え方のもとに、子どもたちにもっと一人ひとり輝かせるような教育活動を進めていく、それにはどうしたら良いか、こういうことをずいぶん議論し合ってきたんです。やはりここが抜けていきますと、このことは立川市の学校適正規模の基本的な考え方の第一番目に謳っていることなのです。だから私は、ここの議論も同時に進めながら、この方向性をもっと具体化していくことが大事だなというふうな考えを持ちました。

○**田中委員長** 今、松野委員から、ご自分が新生小の初代校長としてその準備に加わり、なおかつその経験を通してお話がございました。それらを含めて、伊藤委員からございますか。

○**伊藤委員** 私は、子どもたちの安全・安心の環境、より良い学びの環境を整えるために、現在の立川市の状況の中で統合を進めていくのが一番よろしいのではないかと考えております。

○**田中委員長** 学びの環境、これをきちんと重視していきたいということでございます。

佐伯委員、いかがでしょうか。

○**佐伯委員** 私もわが子を義務教育の学校に通わせる保護者ですので、当然わが事のように考え、この流れをずっと拝見をさせていただきました。基本的には市民の代表である議会の皆さんの採択をとっていること、また、私の前任でもあります保護者から教育委員になられた方もこの教育委員会で十分な検討をなされ、その結果としてこれを採択したということで、

この統合に関しては、このように進めていくべきものではないかと思っはおりますけれども、先ほどの発表をなされた下田さんのお話にもありましたように、自分のお子さん、この統合によって大変傷ついているお子さんもいらっしゃるのではないかなという事は推測できます。私ども含め、教育委員会のほうも私のほうも、そういうお子さんが一人もいないんだというふうなことはゆめゆめ思わないで、しっかりとそういったお子さんのケアもしつつ、もちろん実質的な登下校の安全・安心というものを守っていけるような形で、お話を進めていただけたらいいのではないかと思っております。

○田中委員長 小町教育長、お願いいたします。

○小町教育長 請願のご説明ありがとうございました。教育委員会の役割としましては、学校現場は校長先生をギアにして先生方、地域の方と一緒に立川市では教育を展開している、そのような教育環境の整備を責任持って行うのが教育委員会のまさに使命であろうと私は思っています。その使命に基づいて学校規模の適正化の方針というのを、考え方を教育委員会としては定めておまして、住民から請願という形で上がって、議会で方向も示されておりますけれども、教育委員会としまして、それ以前に学校規模に関しましては教育観点から適正な規模があるんだということで方針を示しているわけでございます。ですから教育委員会の方針と議会、それから市長の方針は合致しているわけでございまして、その一点において統合というのは必要なものと考えているところでございます。

先ほど引用された文部科学省の平成27年1月の手引きに関しまして、全国的に少子化が進んでいる中でなかなか学校の統合が進まないということの中で、ある程度手引きを出す必要があるだろうということで文科省のほうで出された趣旨の手引きでございまして。その方向性を踏まえた手引きということでございまして、あくまでこの手引きに書いてあるとおりに参考にはまいりましたけれども、我々としては基本的な方向性としていたしましては、この手引きも含めまして様々な検討をした結果、総合的な観点から未来を見通した中で教育環境としては統合が必要だろうという結論に至ったわけでございまして。

学校は教育環境だけではなくて、地域全体の活性化という面でも大変重要な施設でございまして、コミュニティの核でもあると思っております。この新しい学校をつくるという点において、皆様方の様々な出発点の違いはあろうかと思っておりますけれども、子どもたちに良い環境をつくりたいという思いは一緒だと思いますので、是非、そのテーブルの中で新しい学校づくり、新しい学校を起点にした地域づくりに参加していただけるような取組をしてまいりたいと考えているところでございまして。

○田中委員長 教育長からお話がありましたように、未来をつくる、そういう視点をしっかりお持ちいただきながら、同時に地域の活性化、コミュニティが大事であると、子どものためにお互いに知恵を出し合っていこうというお話がございました。

それでは私から、小町教育長あるいは栗原教育総務課長からの話と重複するかもしれませんが、2点申し上げたいと思います。

1 点目でございます。請願にある文部科学省の手引きについてでございます。PTAの特

別委員会の設置には本教育委員会は何ら拘束されない、そのように私は考えております。つまり、平成27年1月27日に国による公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引は、一つの例として示したものであると。そのために特別委員会を設置しなさいと、それについては何ら法的な拘束力を持つものではないと、そのように考えています。PTAについては、Parent-Teacher Association という文字どおり父母と教師の会のことであります。任意の社会教育団体として位置付けられているわけですが、その意味では特別委員会の設置義務はない、そのように私は考えています。したがって、統合が決定された後は各地方自治体の首長の責任と権限において、現状の課題を踏まえマスタープランをもとに組織を構成して進めることが重要となります。つまり、文部科学省の手引きはあくまでも参考の手引きであって、統合の方針の決定は立川市小中学校の設置者である立川市長の責任と権限の下で進めることになります。その意味では、本請願にある特別委員会設置の要望は採択できないというのが私の考えでございます。

2点目ですけれども、文部科学省の手引きについて、基本的な考え方や位置付けについて教育委員会は検討していないという意見は、あたらないと私は考えております。これまで私は手引きをもとに基本的な考え方や位置付けを勉強してまいりました。しかしながら、これまで教育委員会が協議した内容を超えるものではありません。その意味では参考にする価値はありますけれども、基本的な考え方や位置付けについて検討するものではない、そのように私は考えています。

これまで教育委員会は平成10年3月、立川市立学校適正規模等協議会において、立川市立小中学校の適正規模等について答申をいただいたところであります。答申の内容については、立川市立小中学校の適正規模についての考え方、立川市立小中学校の適正規模、適正配置及び通学区域の具体的な方策についての考えであります。その後平成23年第19回定例会も、学識経験者を招き勉強会、同年第20回定例会、第23回定例会、平成24年第6回定例会、この間教育委員会では9回にわたって学校規模の適正化について協議を進めてきたところがございます。特に平成24年3月、教育目標を設定いたしました。このときは私も一緒にこの協議に加わっております。教育目標実現のため、子どもたちの幸せを第一に、教育的視点に立ち、小規模適正規模等の検討を進めてきたところがございます。これまで検討してきたことをもとに教育委員会としては平成25年3月21日、立川市における小学校の適正規模の基本的な考え方を決定したところがございます。

その後も協議を重ねてまいりました。平成27年度は3回の定例会において学校統合に関する協議を重ねてまいりました。それらを踏まえて、教育委員会は平成27年9月10日、統合方針を決定したところがございます。その意味では、平成27年1月に示された文部科学省手引きよりも教育委員会として相当の時間をかけ具体的にかつ計画的に協議を進めてまいりました。つまり、文部科学省手引きも大事でありますけれども、立川市教育委員会適正規模、適正配置に関する内容のほうが立川市の現状と課題を踏まえた良いものである、そのように私は考えております。その意味では手引書はあくまでも参考にするものであって検討するも

のではない、そのように私は考えています。

ほかに委員から意見はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○田中委員長 特にないということですので、本請願については採決することにした  
と思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○田中委員長 異議なしとのことですので、継続審議の声もございませんので、この場で  
採決することとしたいと思います。

本請願について、採択することに同意される委員は起立を願います。

〔起立する者なし〕

○田中委員長 起立がございませんので、本請願は不採択といたしました。

本請願の結果については、事務局から請願者への通知をよろしく願います。

---

## ◎議 案

### (3) 議案第7号 平成28年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の 採択について(追加)

○田中委員長 続きまして、議案(3)議案第7号、平成28年度使用立川市立小中学校特別支援  
学級教科用図書の採択について、を議題といたします。

泉澤指導課長、ご説明をお願いいたします。

○泉澤指導課長 それでは議案第7号につきまして、ご説明いたします。

資料をご覧ください。

平成27年第16回立川市教育委員会定例会、議案第29号で、立川市立小中学校特別支援学  
級教科用図書について採択を行っていただきました。その採択をされた本の中で供給不能の  
ものがございまして、本議案にて供給不能となった本について再度選定し、追加採択をお願  
いするものになっております。

なお、資料に記載してございますように、新規の採択図書ということでそちらに10種類載  
せております。また、既に採択をされているものから再採択ということで新たに追加したも  
のが1種ございます。なお、供給不能となっている図書につきましては、真ん中のほうにご  
ざいます供給不能図書という欄をご覧くださいいただければと思います。

ご審議のほど、よろしく願います。

○田中委員長 ご説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○田中委員長 それでは私から1点要望したいと思います。

平成28年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書は、児童生徒を預かる先生方が、  
一人ひとりのニーズに応じて効果が期待できる、そういう面から今回推薦をいただいたもの

ですが、その上で適正に活用すると同時に、年間指導計画にしっかりと位置付けしていただき、子どもに対する教育成果を期待申し上げますので、よろしく願いいたします。

○田中委員長 それでは、議案第7号、平成28年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)、お諮りします。

ご提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○田中委員長 ないようでございます。よって、議案(3)議案第7号、平成28年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)、は承認されました。

---

## ◎協 議

### (1) 第五小学校の通学区域変更について

○田中委員長 続きまして、協議(1)第五小学校の通学区域変更について、に入ります。

田村学務課長、ご説明をお願いいたします。

○田村学務課長 それでは学務課より、第五小学校の通学区域変更について、説明いたします。

第五小学校につきましては通学区域内に大規模なマンションが建設中で、平成29年3月より入居が開始される予定です。マンション開発業者からは、平成27年12月に第1期販売分として子ども世帯の情報提供がありました。その人数から予測すると、第五小学校は今後児童数の増加により教室不足となり、敷地に余裕がなく校舎の増改築が困難なため、隣接する第十小学校との通学区域の変更をしたいと考えております。

変更する区域は、現在の第五小学校区内の緑町全域を第十小学校の通学区域に変更するものでございます。変更する時期は平成30年4月に入学する児童から適用したいと考えております。今後、地元への説明を行い、円滑に通学区域の変更ができるよう努めてまいります。

学務課からの説明は以上でございます。

○田中委員長 ご説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、佐伯委員。

○佐伯委員 第五小学校は、もう本当にどう考えても教室が足りないという現状は間違いないものですから、この通学路の変更ということはいたし方のないもので、進めていくほかないかと思っておりますが、この通学路に恐らくあたるであろう道路は歩道も大変広くて立派な道路なのですが、行っていただくと分かりますように、朝はものすごい数の自転車が通る、昼間になると逆に明るいけれども本当に人があまり通らない、夜になると人の目が行き届きにくい道になる、その時間帯によってずいぶん顔を変えて、しかもあれだけ広くて車の交通ということでは安全かなと思えますが、様々なご心配がご父兄の方からも出てくると思われまますので、そちらに対する対応だけは事前にしっかりと検討して、その上で通学路というものを決めていただきたいと思いますと思っております。

○田中委員長 ただいまの佐伯委員の考え方はいかがでしょうか。

○田村学務課長 全市的に、保護者の方と点検などしたときには、歩道が狭いですとか見通しが悪いという意見を聞きますけれど、今、佐伯委員がおっしゃいましたように、緑町の地域は比較的歩道は広いのですけれども、その中でも自転車とのすれ違いの機会がありますので、今後私どもとしましては、保護者や地域の方と一緒に現場を見て、また警察の意見も聞きながら、安全な対策はどういうことができるのかを検討していきたいと考えております。

○田中委員長 ほかにはございませんか。

私から3点お伺いします。

まず1点目ですが、マンションは昨年12月に第1期を販売したようでございます。今後の販売予定は業者から聞いておりますか。それについてお願いいたします。

○田村学務課長 マンションの販売ですけれども、配付しました資料のとおり、第1期販売としましては昨年末、12月に1期販売が終わったところでございます。私どもで聞いていますのは計3回の販売を予定していると聞いております。次は第2期になりますが、第2期につきましては今後発売を開始して5月には契約が終わるような段階と聞いております。計3回で第2期が5月までの契約と聞いております。

○田中委員長 2点目です。第五小学校と第十小学校の学区を変更するとありますけれども、第五小学校に隣接する他の小学校はどのような状況にございますか。

○田村学務課長 今回、第十小学校との通学区域変更ということで考えましたが、隣接小学校としては、第二小学校、第八小学校、南砂小学校、第十小学校と計4校ございます。

現在の状況でございますが、第二小学校につきましては、近年児童数が増加してきて、今でも教室不足が懸念されるようなことが見込まれております。第八小学校につきましては通学区域が広いので、今回の第五小学校との関係でいくと通学距離が増える児童が見込まれますので、この辺の区域の変更というのは考えにくいという状況でございます。

あと南砂小学校でございます。こちらの児童数、学級数などは第十小学校とともに今のところある程度の余裕がある状況にございます。ただ、今回のマンション入居に伴う児童数増という第五小学校の課題でありますその点につきましては、南砂小学校との区域変更を考えましても、その第五小学校の教室不足を解消するような区分けは考えられず、第五小学校教室増の不足の解消は南砂小学校の関係ではできないということで、いろいろ検討した中で第十小学校のお示しした案の考えになったところでございます。

○田中委員長 最後です。緑町は立川基地の跡地が開発された土地であります。ここにできた住宅の子どもたちは初めから第五小学校に通っていたのでしょうか。

○田村学務課長 この地域、立川基地跡地に住宅ができ始めたのは平成3年でございます。この当時は南側からの開発が行われましたので他の地域と行き来する道は南側のみにございました。そういったことから、このときは小学校においては第四小学校、中学校は第一中学校に通うことになりました。その中で開発が進みまして、平成6年になりまして、今度は東側にも、第五小学校側ですけれども、そちらにも開発が進んで道ができたことから、平成7年から緑町にお住まいの方は第五小学校に通うようになりました。そのように平成3年から平

成6年度までは第四小学校、それ以降は第五小学校という経過がございました。

○田中委員長 3点にわたって丁寧なご説明ありがとうございました。

ほかに、皆さんからございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○田中委員長 ないようでございます。協議(1)第五小学校の通学区域変更については、今後も協議してまいりますのでこのことをご諮りいたします。

この内容で承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○田中委員長 ないということでございますので、協議(1)第五小学校の通学区域変更については承認されました。

---

## ◎報 告

### (1) けやき台小学校と若葉小学校の統合及び校舎の建替えについて

○田中委員長 続きまして、報告(1)けやき台小学校と若葉小学校の統合及び校舎の建替えについて、に入ります。

栗原教育総務課長、報告説明をお願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは、けやき台小学校と若葉小学校の統合及び校舎の建替えについて、ご説明します。

平成27年9月10日の教育委員会で決定いたしましたけやき台小学校と若葉小学校の統合方針等を、両校の児童の保護者や地域住民の方へ説明するため、平成27年11月に4回説明会を開催し、延べ309名の方にご参加いただきました。説明会で出された意見や質問につきましては、教育委員会の考えを示した形で報告書としてとりまとめ、平成28年1月にホームページに掲載するとともに、保護者や地域に報告書を配布、回覧したところでございます。

両校の児童の保護者を対象とした説明会につきましては、平成28年1月に3回開催し、延べ69名の方にご参加いただきました。

また、来年度以降、両校に入学を予定している未就学児の保護者を対象とした説明会を2月に2回開催し、延べ22名の方にご参加いただいたところでございます。

2月12日には、この間の経過とともに平成28年度に設置する新校舎建設マスタープラン検討委員会、この設置について青少年健全育成若葉町地区委員会の方へご説明をしたところでございます。

この間開催した説明会では、若葉小学校の存続を求める意見や質問も出ておりますが、学校統合と新校舎建設に向けた意見等も多く出され、学校統合方針に対する一定の理解が進んだものと考えております。今後も学校統合方針をご理解いただけるよう引き続き努めてまいります。方針に基づき遅滞なく事業を進めるため、平成28年度は新校舎建設マスタープラン検討委員会を立ち上げ、マスタープランの策定及び学校統合に向けた準備を進めてまいります。

また、児童の安全確保のため、けやき台小学校の外壁や庇等の改修を平成 28 年度に行います。なお、平成 28 年度以降のスケジュールにつきましては、紙の資料、6 の平成 28 年度以降の主なスケジュールをご参照ください。

説明は以上でございます。

○田中委員長 ご報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 平成 28 年度からマスタープランの策定に入るわけですね。ですからそれに伴いながら、やはり私も先ほど言いましたように、どのような学校づくりを目指すのか、子どものために何ができる学校なのかということも明瞭にしながら、このマスタープランに連動させていかないと良いプランにならないだろう、と同時にそのことが学校の経営や運営、教育活動の内容にまで連動していきますので、学校づくりの議論等も踏まえながらマスタープランの策定につなげていっていただければありがたいなと思います。

○田中委員長 ほかにございますか。小町教育長。

○小町教育長 今、栗原課長が説明したとおりでございまして、青少健に対する説明会を入れますと計 10 回という説明会を開催してきたわけでございます。説明会当初は入口の話が大変多くて、そもそも論というところで始まったわけでございますけれども、10 回経過する中で一番印象に残ったのが、未就学の幼児をお持ちの保護者の方を対象にした最後の説明会になるわけでございますけれども、その中でご発言いただきまして、今、松野委員が言われたように、新しい学校づくりに対して、また教育について話し合うこと自体はもっと楽しく話し合いたいんだというお話が出ました。

私も、是非そのような形にもっていきたいというお答えをしたことございまして、特に、またこれが入口論のところに戻ってしまいますと、次のまさに新しい学校づくりという話し合いの場に進めないで、是非、新しい学校づくりということで子どもたちのためを思って、それぞれ市民の方が活動してきた今までの取組をその中で活かしていただけないかというお話をしました。大規模改修と違いまして新校の設立でございますので、若葉町の学校として、若葉町地域みんなの学校として、どう新しい教育をそこで展開するのか、そういったまさに学校の理念づくりから一緒に進めていきたいと思いますというお話を、その説明会を閉じたところでございます。これからは引き続き情報提供はきめ細かく行ってまいりたいと思いますので、是非、若葉町地域の方もその新しい学校づくり、新しい教育環境づくり、また地域全体の活性化に資するような話し合いの場に参加していただきたいと考えているところでございます。

○田中委員長 今、松野委員の考えを受けながら教育長から本当に大事な視点がございました。若葉町地域の未来の学校づくり、それをどう展開しその理念づくりをしていくか、そのことが大事です。その上で情報をしっかり提供しながら、新しい教育、また地域の活性化、それに向けてしっかり取り組んでいきたい、力強い決意がございました。



ほかにごぞいますか。

〔「ありません」との声あり〕

○田中委員長 ないようでごぞいますので、これで報告(1) けやき台小学校と若葉小学校の統合及び校舎の建替えについて、報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (2) 第六小学校の大規模改修工事について

○田中委員長 続きまして、報告(2) 第六小学校の大規模改修工事について、に入ります。

栗原教育総務課長、報告説明をお願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは、第六小学校の大規模改修工事について、ご説明いたします。

パワーポイントの準備ができる前に、紙資料で概要等をご説明してまいります。

大規模改修工事の概要につきましては、ペーパーで示したとおり、建物概要、工期、主な工事の施工業者、大規模改修方針、また大規模改修の工事概要につきましては、それぞれ建築工事、電気設備工事、機械設備工事ごとに示しているところでございます。今回、第六小学校につきましては、景観教育を実施しております。その内容につきましても後ほどパワーポイントで示していきたいと思っております。

パワーポイントをご覧ください。

まず工事の概要でございます。工期につきましては、平成28年6月30日となっております。これにつきましては、3月までに校舎、体育館の工事は終了させ、4月、1学期からは改修後の校舎で授業を行います。また、3月、現在の6年生の卒業式につきましても改修後の体育館で行います。6月30日の間にプールにつきましてはこれから工事に入りまして、プール授業開始前までに改修を終了させるというスケジュールでございます。

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、それぞれ3工種分けて、こちらに記載がございますが会社が現在も施工工事を行っているところでございます。

続きまして、大規模改修に伴う基本方針、これは全ての学校、保全計画に基づく基本方針に基づいて改修工事を行っているところでございます。

1点目は、老朽化した施設の長寿命化ということで、今までは寿命は50年といわれたところ、今回の改修工事で70年まで公共施設、もたせようということでございます。2点目としては、施設のバリアフリー化ということで、今まで第六小学校もエレベーターは未設置の学校でしたが、この改修工事でエレベーターを設置いたしました。それと各階に1つは多目的トイレを設置する、スロープを設置してバリアフリー化を図る、このような形のことを行っております。3点目が施設の省エネルギー化ということでございます。各項目につきましては後ほど写真等で具体例を示してご説明いたします。

それと防災の関係でございますが、非構造部材の耐震化でございます。それと防災機能の強化ということでございます。学校は大きな災害が発生したときには一時避難所となります。そのために防災機能の強化を改修工事でも図ったところでございます。

それでは、これ以降につきましては、改修前の校舎等の状況と改修後どうなっているかを示していきたいと思います。

まず、老朽化した施設の長寿命化をどのように図るかということでございます。これは第六小学校のそれぞれ改修前の屋上の状況、改修後の屋上の状況でございます。改修前のこの写真につきましては、西側の4階になっている部分の屋上でございます。このようかなり床が劣化している状況でございます。これは東側のほうの校舎の3階の屋上部分でございますが、このような形で改修後の状況でございます。ウレタンのもので、塗膜で防水をしております、かつ東側の校舎で、大きく4文字ですが「立川六小」ということでヘリサインを設置しております。このヘリサインというのは、大規模な災害の時に遠方の支援部隊が立川に飛来した際土地勘がなく、ヘリコプターはGPS等ございますが、あくまでも目視が基本だということでございます。現在地、どこを飛んでいるかということをごいっただけで表示することで、ヘリコプターがどこを飛んでいるかということが分かるための防災機能でございます。

続きまして、外壁改修でございます。こちら左側が改修前、改修後が右側でございます。色も違うのですが今までの外壁の塗膜したものを全て剥がしまして、新たに塗装をし直したということが大きな点です。それと少し写真が小さくて申し訳ございませんが、校舎普通教室等中心にクーラーが設置されております。クーラーはもともと学校には設置されていません。後付でございますので配管もこういった形で外にむき出しの状態でしたが、改修後の校舎につきましては、配管は一切外側にはございません。全部中のほうに配管を通すということで外観もかなりすっきりした形となっております。

これは第六小学校の花がひまわり、校章がひまわりですので、この校舎につきましてはひまわりをイメージした色づかいとなっているところが特徴でございます。

続きまして中でございます。これも施設の長寿命化に関するものでございます。左が改修前でございます。本日午前中も柏小学校に学校訪問で伺いましたが、今の校舎につきましては、こういった形で天井から金具、その下に蛍光灯がぶら下がっているような状況でございますが、改修後は、この天井の所に埋め込むような形で照明をしております。これは全てLEDにしております。そのため天井の仕上げ材も全て一旦これはずし、撤去し、新設しております。また、壁等につきましても全て一度剥がして新たな壁を設置しております。

建具につきましても、新たなサッシ、そして窓ガラスにつきましてもペアガラス、断熱や防音性にすぐれているものを使っているところでございます。

家具につきましても、これは備え付けの家具でございますが新調しております。これにつきましては、立川市の学校の特徴でございます大型テレビが各教室に配置されておりますので、それを設置できるようなこのような棚を新たに設置したところでございます。

床につきましては、基本的には既存の床を使っておりますが、研磨し再度塗装して、かなり良い状態になっています。ただし状態が悪いものにつきましては床も取り替えているところがございます。

そして、先ほど内装や天井を剥がしてということですが、その際に躯体部分が見えておりますが、第六小学校も築後約50年近く経過しております。こういったところに躯体を補修しなければならない所が剥がしたときに初めて分かるわけですが、こういったところにつきましても補修を施しております。

また柱、これはもちろん耐震等で非常に重要な部分でございますが、柱に炭素繊維を巻き付けて補強するなど、こういったことで耐震性の向上も図っているところでございます。

続きまして、これも長寿命化に関することでございます。体育館でございます。まず照明器具につきまして、今まではランプでございましたが今度はLEDの照明に、これも全て今までの照明を撤去し新設しております。

サッシにつきましても、校舎と同様、全て交換しております。

第六小学校は小学校でございますがバスケットゴールがこういった正面と後ろに対になって、これが吊下式でございますが、耐震性のこともございますのでこれは撤去、新たな吊下式を付けました。耐震ユニット等の設置をしたものでございます。また、こういった横についておりますバスケットゴールにつきましても、落下防止のためにこういった手すり等とワイヤーで緊結をした状態で、もしボルト等が外れても直接床に落下しないような落下防止対策を施したところでございます。

なお、床につきましては、校舎と同じく、既存の床を研磨し、塗装し直しております。

続いて下の写真はトイレでございます。トイレにつきましても天井であるとか壁、こういったものを全て撤去した中で、新たなものを新設しております。小学校のトイレにつきましては今まで和便器が非常に多い状態でしたが、この改修工事で洋便器化、床につきましてはウェット、湿式から、ドライ、乾式に全て替えているところでございます。これは男子の便器が映っておりませんが、男子の便器につきましても全て新調しております。

続きまして、施設の省エネルギー化に関するところでございます。先ほどの写真でも説明しましたが、建具につきましてはペアガラスを採用しております。今までこの上の部分につきましてはブロックの状態でしたが、実はそのブロックから水漏れがあったりとかということもございますので、今回はサッシに替えております。非常に部屋の中が以前より明るくなっております。

また、内装する前には断熱材等も吹付等によって教室全体の断熱を図っています。天井も同様でございます。

それと、これも先ほどと重複になりますが、照明につきましてはLED照明ということでございます。基本的にLED照明でございますが、運動場につきましても夜は社会体育団体が使います。そういった照明につきましても校舎についている照明はLEDに替えているところでございます。非常に照度も強いということが言われております。

それと今まで第六小学校も空調機を設置しているところは普通教室の一部の特別教室でございましたが、今回の改修工事で全ての部屋に空調機を付けたところでございます。なお、今まで普通教室に付いておりました空調機につきましては、今回もそれを活用して付け直し

というような形で行っております。

次は非構造部材でございますが、屋上のフェンスも非構造部材の一つでございますが、台風等の時に、よく屋上のフェンスが飛んでしまうというような事故も発生しておりますが、そのような事故が発生しないようなことで新設をしております。

先ほど申し上げたとおり、バスケットゴールまたは新しく付けた照明につきましても、落下防止対策ということで、ボルトが外れた場合もこれが下に落ちるということを防ぐ工事も施しているところでございます。

防災機能の強化のところでございます。今までこの部屋としましてはボイラーを設置した部屋でございます。基本的に立川市内の小学校、中学校は一部の学校を除いては集中暖房で冬は暖めておりますが、今回、全ての教室に個別空調を設置いたしましたので集中暖房の必要がなくなりました。ここの機械を全て撤去し、災害時の飲料用のペットボトルの置き場であるとか、発電機を置くような形、また、かなりスペースがございますので学校の備品を一時的に保管するようなスペースとしても使えるような状況としております。

また、災害用の飲料水につきましては、今までは 20 トンがベースでございましたが、16 トンに変更しております。これにつきましては、立川市内の小中学校全て今、飲用の水につきましては直結化をしております、ここの貯水を経由しないような形をとっております。ここを経由するのはトイレの水となりますので、あまり多くのものをここに貯蔵しておきますと、死に水になってしまう、塩素が飛んでしまうということがありますので、容量を小さくした分、こちらのほうにペットボトルをその分配備するというで合計 20 トンの水は確保する、これは変わりなく行っているところでございます。

非常用の発電機、ディーゼルとガソリン、それぞれのものを設置するようにしております。

続きまして、これは第六小学校の大規模改修で付け加えたものでございますが、立川市、今、景観のルールの方につきましても、まちづくり部中心で進めているところでございます。今回、この大規模改修のときに、是非、子どもたちに景観について学んでいただくということで、都市計画課が中心となりまして、六小の 6 年生の児童にステップ 1 として、講義・ワークショップ、ステップ 2 として、子どもたちがどのような色づかいがいいかということを実践を少ししていただいて、その中から候補を選んで、実は明日、雨模様で 3 月 10 日が 11 日に延期になりそうですが、実際に大規模改修の際に正門の所を子どもたちが色をつけようという試みを今進めております。

これは子どもたちが幾つもの色の案をつくった中で、一番これが六小の門として、顔としてふさわしい色づかいだろうということで決定されたものでございます。これも子どもたちが話し合いをした中でこの案が決まって、最終的に門や塀の色を塗る作業を明日もしくは明後日、実施するところでございます。これは現在まだ施工中でございますが、実際こういった所に色づけ等をしていきたいということでございます。

そして新たに今度一番手前の所にサークルベンチというものを、六小に今までなかったものでございますが子どもたちが談笑できる場を設置しております。ここはこういったタイル

を張る作業になります。

それとインターロッキングにつきましても、子どもたちが考えた色を実際にインターロッキングで舗装しているところがございます。それに合わせてこの歩道部分も色合いを変えようというようなことも取り組む、これが第六小学校の大規模改修に合わせた一つの特徴となります。

少し長くなりましたが、説明は以上でございます。

- 田中委員長 栗原教育総務課長から説明がございました。第六小学校の老朽化に伴っての長寿命化、これについてスライドを全体で25枚もお使いになって、しかも非常に具体的に丁寧に説明がありました。なおかつ子どもたちの考えも反映しながら、六小の象徴であるひまわり、その色も非常によく使いながら進めていた、これらのことについて感心いたしました。それでは質疑に移りますけれども、ご報告を踏まえて、ご意見等ございますか。

はい、松野委員。

- 松野委員 とても良くできています。トイレについてはどうでしたか。幾つか検討課題など出ていましたか。

- 栗原教育総務課長 第六小学校につきましても、トイレはどのようなイメージが良いかということで児童にアンケートをとった中で実際の工事を行っておりますが、平成26年度第九小学校で大規模改修を行いました。そのとき第九小学校はトイレにスペースがあって少し工夫ができたのですが、第六小学校はスペースが限られております。そのような中でドライと洋便器化、そういったことを中心に行ったところがございます。

- 田中委員長 松野委員、よろしいですか。

- 松野委員 子どもにとっても大変な関心事で、これによって活用できるかどうか、ですから、いい形になっていけば子どもたちも安心するでしょう。ありがとうございました。

- 田中委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」との声あり〕

- 田中委員長 ないようでございますので、報告(2)第六小学校の大規模改修工事について、報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (3) 議会から立川市教育委員会に対する要請への対応について

- 田中委員長 続きまして、報告(3)議会から立川市教育委員会に対する要請への対応について、に入ります。

栗原教育総務課長、報告説明をお願いいたします。

- 栗原教育総務課長 それでは、議会から立川市教育委員会に対する要請への対応について、ご説明いたします。

平成27年12月14日の文教委員会におきまして、立川市教育委員会に対する要請がございました。要請内容につきましては、市教育委員会は教育行政の透明化を図ること、事件、事

故等の危機事案が発生した場合は第一報を可及的速やかに議長及び文教委員会委員長に報告すること等となります。

教育委員会としましては、この要請を重く受け止め、小中学校校長、副校長、教育部管理職へ要請文を送信し、全ての職員に周知するよう指示いたしました。また、平成27年12月17日に臨時校長会を開催し、立川市教育委員会に対する要請を教育長が読み上げ、危機事案に係る再発防止に向けた組織体制の見直し及び改善について、小中学校校長へ周知するとともに、平成28年1月22日までに危機管理体制の改善について報告書を教育委員会へ提出することを併せて指示いたしました。その後、学校長に対する面接において、この報告書に関するヒアリングを行い、その中で直接、指導を行いました。

教育委員会事務局においても、事件、事故等が発生した場合は速やかな報告と対応を行うことを徹底し、学校においても危機管理マニュアルの見直しや研修を実施し、危機事案の未然防止を図るとともに、事件、事故が発生した場合は第一報を教育委員会に連絡することを徹底いたしました。今後も事件、事故等の危機事案の未然防止及び発生時の的確な対応に向け、教育委員会と学校が一体となって取り組んでまいります。

なお、このことにつきましては、明日の文教委員会でこの取組につきましてはご報告いたします。

以上でございます。

○田中委員長 ありがとうございます。

それでは質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、質疑をお願いいたします。

はい、小町教育長。

○小町教育長 文教委員会から出された要請につきまして、まさに議会から直接の教育委員会、学校を含めまして要請ということでございます。このこと自体はしっかりと受け止めさせていただいて、先ほど教育総務課長がご報告したような内容で対応をとってきたわけでございます。各学校から出た対応策につきましては、私が各学校長から一人ひとりヒアリングということで内容のご説明を受けて、具体的な指示もその場でしたことでございます。

指示した内容は多岐にわたりますけれども、その中で教員の意識改革がなかなか徹底しないというのが共通課題として浮かび上がってまいりました。これに関しましては研修等の機会を捉えてということでございますけれども、これも今までの講話型の研修ですとどうしても一人ひとりの教員まで届ききれない部分があるのではないかとということで、私から指示したのは、是非、一人ひとりが危機対応につきまして自らの問題として考え、それを教員同士が共有化をして、なおかつ組織としてどう動くかということをもっと参加型の研修の中で一人ひとりが危機管理意識を力として身に付けるべきだという指示をしたところでございます。

そのようなことを今後ともしっかりと取り組みながら、この取組に対しましては継続をしたいと思いますと考えているところでございます。

○田中委員長 先ほど栗原教育総務課長、ただいま小町教育長からお話がありました。この事案については校長のヒアリングをしっかりと教育長で進められ、なおかつ多岐にわたる課題

でありますけれども具体的な指示を出され、危機管理意識を高める、その上で危機管理に対して共通化、そして参加型、それを通してしっかりと対応したいというお話でございます。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○田中委員長 ないようでございますので、報告(3)議会から立川市教育委員会に対する要請への対応について、報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (4) 学校給食共同調理場の新設に係る検討(中間報告)について

○田中委員長 報告(4)学校給食共同調理場の新設に係る検討(中間報告)について、に入ります。亀井学校給食課長、報告説明をお願いいたします。

○亀井学校給食課長 学校給食共同調理場の新設に係る検討の中間報告について、ご報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。

防災力の向上、アレルギー対策の充実、中学校給食の完全実施のための学校給食共同調理場を新設という市長公約を推進するため、学校給食共同調理場の新設に係る庁内検討委員会を設置し、平成27年11月より3回の検討委員会を開催いたしました。

資料にも記載しておりますが、現在の中学校給食は家庭からのお弁当かランチボックスによる給食のどちらかを選択できる弁当併用外注方式で実施しております。食中毒防止のため、できあがった料理を冷却しており、汁物の提供はございません。

喫食率は、平成17年度をピークに年々減少し、平成26年度は49.6%と50%を切っております。平成25年5月には全中学生を対象とした給食についてのアンケート調査を行い、その中では、満足していないが48.9%でした。満足していない理由は、苦手な味・食べ物が多いが27.3%、温かくないが25.2%でした。また、保護者からは、小学校と同じような給食を望む声が寄せられております。また、アレルギー対応は行っておりません。

他市の状況としましては、全生徒対象の完全給食を実施している市が19市、弁当併用外注方式が6市となっております。こうした状況を踏まえ、全生徒が一律喫食することにより学校給食の目標を達成し、生徒や保護者の要望に応えるため学校給食衛生管理基準に適合し、また、アレルギー対応食の専用室を設置した共同調理場新設による中学校給食の完全実施を市の方針とすることといたしました。

また、資料の2ページ目になりますが、小学校の単独調理校におきましては、改修等により学校給食衛生管理基準を満たす設備やアレルギー対応食専用室を設置することは困難なことから、安全性を最優先に給食を提供するためにも、学校給食共同調理場の新設にあわせ共同調理場方式へ移行することといたしました。

平成28年度は引き続き庁内検討委員会で検討を進めるとともに、新学校給食共同調理場建設に向け学校給食運営審議会に諮問してまいりたいと考えております。

報告は以上となります。

○田中委員長 詳細な報告ありがとうございます

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 とても良いことだと思います。特にアレルギーの対応としては、やはりきちんとやらなければいけません。こういった対応のほかに学校現場で問題なのは人的な問題であります。これについても学校内の安全に係わる給食指導、これをどうやって現場に理解をいただき完全実施していくか、併用しながらやっていくとたぶん新たなアレルギーに対応する給食方式も成功するだろうなと思います。現場にいるとついつい、せっかく整っていながらもミスしやすい要件があります。是非、生徒や保護者の要望を考えて進めていただければありがたいと思います。

○田中委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○田中委員長 ないようでございます。これで報告(4)学校給食共同調理場の新設に係る検討(中間報告)について、報告及び質疑を終了いたします。

○田中委員長 次に、その他に移ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○田中委員長 続きまして議案(1)議案第5号、立川市教育委員会委員の辞職の同意について、(2)議案第6号、専決処分について(立川市公立学校教員の内申について)、(4)議案第8号、立川市公立学校教員の内申について、及び(5)議案第9号、平成28年度立川市立小学校副校長候補者の内申について、に入ります。

会議の冒頭、本案件については非公開として扱うことを決定しております。傍聴の方は退室をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

午後 2時58分休憩

---

午後 2時59分再開



午後 3時00分休憩

---

午後 3時01分再開

午後 3時03分休憩

---

午後 3時04分再開





---

◎閉会の辞

○田中委員長 次回の日程を確認いたします。次回、平成28年第6回立川市教育委員会定例会は平成28年3月24日、13時30分より、302会議室で開催いたします。

本日はこれもちまして、平成28年第5回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後3時11分

署名委員

.....

委員長